

# 島根県報

第一、四七六号  
平成十五年六月六日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 一

平成十五年島根県保育士試験の実施 (青少年家庭課) 一

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出(二件) (農村整備課) 五

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (経営支援課) 五

### 公告

平成十五年調理師試験の実施 (健康推進課) 六

平成十六年度島根県立農業大学の学生募集 (農業経営課) 七

平成十五年島根県水産業改良普及員資格試験の実施 (水産課) 九

### 特定調達公告

財務会計及び旅費計算システムの運用管理等補助に関する業務の委託に係る随意契約の相手方等 (会計課) 一〇

### 教委規則

島根県総合教育審議会規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 一〇

## 告示

### 島根県告示第五百二十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年六月六日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
松江保健生活協同組合	通所介護	松江生協リハビリテーション病院	松江市佐草町四五六一	平成十五年六月一日
特定非営利活動法人 こだま	訪問介護	ホームヘルプサービス こだま	松江市上乃木四丁目八一八	平成十五年六月一日
社会福祉法人 石見さくら会	通所介護	老人デイサービスセンター 希望の郷	邑智郡石見町大字矢上三八九番地一	平成十五年六月一日
有限会社 大社ハイヤー	訪問介護	有限会社 大社ハイヤー	簸川郡大社町大字杵築南一三五三番地一三	平成十五年六月一日
特定非営利活動法人 なごみの里	訪問入浴介護	なごみの里	隠岐郡知夫村二九八	平成十五年六月一日

### 島根県告示第五百二十二号

平成十五年島根県保育士試験を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程(昭和二十八年島根県告示第六百二十九号)第三条の規定により告示する。

平成十五年六月六日

島根県知事 澄田信義

一 試験日時、試験科目及び試験場所

月 日	試 験 科 目	時 間	試 験 場 所
八月七日 (木曜日)	社会福祉	九・〇〇～ 一〇・三〇	《松江会場》 くにびきメッセ 《浜田会場》 浜田合同庁舎
	発達心理学及び精神保健	一〇・五〇～ 一二・二〇	
	小児栄養	一三・〇〇～ 一四・三〇	
	児童福祉	一四・五〇～ 一六・二〇	
	小児保健	九・〇〇～ 一〇・三〇	
八月八日 (金曜日)	保育原理	一〇・五〇～ 一二・二〇	
	教育原理及び養護原理	一三・〇〇～ 一四・三〇	
	保育実習 筆記	一四・五〇～ 一五・三五	
	保育実習 実地絵画制作	九・〇〇～ 一一・〇〇	
八月二十六日 (火曜日)	保育実習 実地言語 実地音楽	一一・三〇～ 一七・一五	島根県立高根女子短期大 学
	保育実習 実地言語 実地音楽	九・〇〇～ 一六・〇〇	

(注) 一 筆記試験は、受験願書に○印を付けた会場で受験して下さい。会場の変更には応じません。

二 保育実習 実地(言語・音楽)は、八月二十六日と二十七日のうち受験票送付の際に指定する日に受験してください。受験日の変更には応じません。

二 試験の方法

(一) 一に掲げた社会福祉、発達心理学及び精神保健、小児栄養、児童福祉、小児保健、保育原理、教育原理及び養護原理、保育実習の八科目についてそれぞれ筆記試験を行います。

(二) 保育実習については、実地試験を行います。実地試験は次のア、イ、ウの三分野のなかから二分野を選択して下さい。試験内容は、次のとおりです。

ア 絵画制作

配布された材料を用い、当日指定する課題(二課題)にもとづく表現制作を行います。

(受験者は、ハサミとノリを必ず各自持参して下さい。)

イ 言語

当日指定する童話・絵本の読み聞かせを行います。日本の民話(昔話)から出題します。

ウ 音楽

(ア) 器楽(ピアノ)

バイエルピアノ教則本(原書番号)六十六番、七十三番、七十四番、七十七番、八十番、八十三番、九十二番、九十四番、九十六番、九十七番のうち、試験官が当日指定する一曲をピアノで演奏して下さい。

※ 楽譜は用意してあります。

(イ) 声楽

次の三曲のうち、試験官が当日指定する一曲をピアノで伴奏しながら歌って下さい。なお楽譜は実施要領のものを使用し、その楽譜どおりに演奏して下さい。

- (a) ぶんぶんぶん 文部省唱歌 村野四郎 作詞 ボヘミア民謡
- (b) かわいいかくれんぼ サトウハチロー 作詞 中田喜直 作曲
- (c) おはながわらった 保富康午 作詞 湯山 昭 作曲

(三) 保育実習は、筆記及び実地(絵画制作、言語、音楽の三分野のなかから二分野を選択)の両方を受験しなければ失格となります。

(四) 保育実習の実地試験は、必ず受験願書に○印を付けた分野を受験して下さい。受験分野の変更は認めません。

三 試験科目の一部免除

次に掲げる者については、本人の願い出により試験科目の受験を免除するので、保育士試験受験願書の試験科目受験免除願に記入し、試験科目の一部免除に該当することを証明する書類を添えて提出してください。

(一) 平成十三年一月一日以降、島根県又は他の都道府県で実施された保育士試験で合格した科目のある者

(二) 厚生労働大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を全て専修した者

※ 児童福祉法施行規則の改正により、試験科目が一部改正されました。経過措置として、次のとおり取り扱われます。

(一) 平成十四年三月三十一日以前に次表の改正前の科目に合格した者については、平成十四年四月一日以降においては、その合格の年にそれぞれ次表の改正後の科目に合格した者とみなすこと。

(二) 児童福祉法施行規則第四十一条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した学校又は施設において、同項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した科目で、次表の改正前の科目を平成十四年三月三十一日以前に専修した者は、平成十四年四月一日以降においては、それぞれ次表の改正後の科目を専修した者とみなすこと。

改正前の科目	改正後の科目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童心理学及び精神保健</li> <li>・ 保健衛生学及び生理学</li> <li>もしくは</li> <li>・ 看護学及び実習</li> <li>・ 栄養学及び実習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達心理学及び精神保健</li> <li>・ 小児保健</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育原理及び教育原理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児栄養</li> <li>・ 保育原理</li> <li>・ 教育原理及び養護原理</li> </ul>

四 受験資格

(一) 次のいずれかに該当する者  
 学校教育法による大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者（短期大学を

卒業した者を含む。）又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者

(二) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者

(三) 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者

(四) 平成八年三月三十一日までに高等学校保育科を卒業した者

(五) 平成三年三月三十一日までに学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは同日までに通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

(六) 満十八歳に達した後、平成三年三月三十一日までに児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

(七) 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認定した者

(注) 児童福祉施設とは児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条に規定する児童福祉施設をいう。

五 受験手続

(一) 提出書類

- ① 保育士試験受験願書
- ② 受験資格を証明する書類

卒業証明書、卒業見込証明書、在学証明書、六十二単位以上修得見込証明書、又は児童福祉施設の長が発行した二年、三年若しくは五年以上児童の保護に従事したことを証明する書類など。

③ 試験科目の一部免除に該当することを証明する書類

ア 三の(一)に該当する場合は、当該都道府県が交付した保育士試験一部科目合格証明書又は当該証明書の写しで原本証明のあるもの（証明の朱印のないものは不可）。島根県での合格者も送付すること。

イ 三の(二)に該当する場合は、当該学校長又は施設の長が発行した保育士試験免除指定科目専修証明書

④ 住民票の写し又は外国人登録済証明書(発行日から三か月以内のもの)  
改姓したために証明書の氏名と住民票の氏名が異なる者は、戸籍抄本を添付すること。

⑤ 写真(出願前三か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景の縦五センチメートル、横四センチメートルのもの。裏面に氏名を記入すること。)一枚

⑥ 八十円切手をはったあて名明記の返信用封筒(縦二十三センチメートル、横十二センチメートルのもの)一枚(試験結果送付用。一部科目合格証明書原本の返送を受ける者は二枚)

(二) 受験手数料

受験手数料 八、九〇〇円

島根県収入証紙八、九〇〇円分を受験願書の所定の欄にはり(消印しないこと。)、納付して下さい。(証紙以外の小切手、郵便切手、収入印紙及び為替は無効であるので注意すること。)ただし、島根県収入証紙の入手が困難である場合は現金書留で送付して下さい。

六 受付期間

平成十五年六月十八日(水)～六月二十七日(金) (郵送の場合消印有効)  
持参の場合の受付時間

午前八時三十分～午後五時(土曜日及び日曜日を除く。)

七 願書提出先

〒六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地 島根県健康福祉部青少年家庭課

(注) 願書を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒には「保育士試験願書在中」と朱書きして下さい。

八 受験票の送付

受験票は、願書を提出した者についての資格を審査し、受験資格を有すると認められた者に対して送付します。

試験日の一週間前になっても未着の場合は県青少年家庭課へ問い合わせして下さい。

九 試験結果の通知

試験結果の通知は、次の各号に定める方法により、十月上旬に行います。

(一) 全科目に合格した者は、県庁前掲示板にその受験番号を掲示するほか、保育士資格証明書を本人に送付します。

(二) 一部科目に合格した者には、保育士試験一部科目合格証明書を送付します。

(三) 不合格者にもその旨を通知します。

(四) 短期大学、高等専門学校卒業見込み又は大学における六十二単位以上修得見込みで受験した者には、試験結果のみを通知し、卒業証明書又は単位修得証明書の提出があった後、保育士資格証明書又は一部科目合格証明書を交付します。

(五) 可否に関する問い合わせには応じません。

十 受験上の注意事項

(一) 試験科目の一部免除を願った科目の試験を受けることはできません。また、保育実習の筆記試験を受験しなかった者は実地試験を受けることはできません。

(二) 試験当日は、各科目ごとに試験開始時間の十分前までに指定の席に着席し、受験票を机上に出しておいて下さい。ただし、当日受験票を忘れた場合は、事務局に申し出て下さい。

(三) 試験中机上に携帯電話を置くことを禁止します。(時計としても禁止します。)

(四) 試験会場への自家用車での来場は控えてください。

(五) 実地試験会場周辺に食堂施設はないので、昼食が必要な者は弁当を持参して下さい。

十一 その他

(一) 一度受理した保育士試験受験願書等及び受験手数料は、返還いたしません。

(二) 宿泊のあっせんはいたしません。

(三) この試験についての照会は、島根県健康福祉部青少年家庭課(TEL 〇八五二一三二一六二五四)又は次の健康福祉センター等に行ってください。

名 称	所 在 地	電 話
松江健康福祉センター	松江市大輪町四二〇	〇八五二一三二五―八〇七二

木次健康福祉センター	大原郡木次町大字里方五三一 一一一	〇八五四―四二―一九六三一
出雲健康福祉センター	出雲市塩冶町二二三―一	〇八五三―二二―八七八九
川本健康福祉センター	邑智郡川本町大字川本二七九	〇八五五―七二―一九六七七
浜田健康福祉センター	浜田市片庭町二五四	〇八五五―二九―五五四三
益田健康福祉センター	益田市昭和町一三一―	〇八五六―三二―九五三七
隠岐支庁健康福祉局	隠岐郡西郷町大字港町字塩口 二四	〇八五二―二二―一九七〇七

島根県告示第五百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年六月六日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
玉湯町土地改良区	大槇谷地区用排水施設事業（ため池等整備事業）	平成十五年三月二十五日
	根尾地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成十五年三月二十五日

島根県告示第五百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年六月六日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
能義郡伯太町土地改良区	宮内地区農道事業（がんばる島根農林総合事業）	平成十四年三月二十五日
	大郷地区農道事業（がんばる島根農林総合事業）	平成十四年三月二十五日
	宇丹波地区用排水施設事業（がんばる島根農林総合事業）	平成十四年三月二十五日
	原代地区用排水施設事業（がんばる島根農林総合事業）	平成十五年五月十二日
	宇丹波下地区用排水施設事業（がんばる島根農林総合事業）	平成十五年五月十二日

島根県告示第五百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年六月六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッディーウシオ北部店 島根県出雲市大津朝倉一丁目六一六外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾尚正 島根県出雲市今市町六〇九番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所  
株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾尚正 島根県出雲市今市町六〇九番地

4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十六年一月二十三日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四五六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

一一九台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

二〇台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

三二平方メートル 店舗所在地内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七四立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

九カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後六時まで

二 届出年月日 平成十五年五月二十三日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興課(出雲市今市町一〇九番地一)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べ理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第三条の二第一項の規定に基づき、平成十五年六月六日

平成十五年六月六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 試験日時

平成十五年九月三日(水)十三時から十五時まで

二 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市野原町 いわみーる

隠岐郡西郷町 隠岐合同庁舎

三 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

四 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者



1 学歴

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の各号の一に該当する者

2 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業及びびそうざい製造業）において、二年以上調理の業務に従事した者

五 受験手続及び提出書類

1 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する隠岐支庁健康福祉局保健福祉部地域保健課及び健康福祉センター保健福祉部地域保健課又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

関係用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書き、百六十円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

2 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する隠岐支庁健康福祉局保健福祉部地域保健課及び健康福祉センター保健福祉部地域保健課又は県外に住所を有する者にとっては島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

(一) 調理師試験願書

(二) 調理業務従事証明書

(三) 学歴証明書

(四) 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

3 受験手数料

六千円（島根県収入証紙で納付すること。）

4 受験願書等の提出期間

平成十五年七月四日（金）から平成十五年七月二十二日（火）まで（郵送の場合は平成十五年七月二十二日（火）までの消印があるものに限る。）

六 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成十五年八月十五日頃に送付する。

七 合格者の発表

平成十五年十月一日に県庁前掲示板、隠岐支庁健康福祉局及び各健康福祉センターに掲示するとともに、その氏名を島根県報に登載する。また、平成十五年十月一日以降に合格証を送付する。

八 その他

受験手続その他この試験の問合せは、最寄りの隠岐支庁健康福祉局保健福祉部地域保健課及び健康福祉センター保健福祉部地域保健課又は島根県健康福祉部健康推進課（郵便番号六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地 電話〇八五二一三二一五二五）にすること。  
なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛て先明記の返信用封筒を同封すること。

平成十六年度島根県立農業大学校の養成部門の学生を次のとおり募集する。  
平成十五年六月六日  
島根県知事 澄田信義

一 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農林業指導者の養成を図る。

二 一般入学試験

(一) 募集人員及び修業年限

課程	専攻	募集人員	修業年限	備考
園芸	野菜	三十人	二年	募集人員は、推薦入学者を含む
	花き			
畜産	肉用牛	二十人	二年	募集人員は、推薦入学者を含む
	豚	十人		
森林総合	—	十人	二年	募集人員は、推薦入学者を含む

(二) 出願資格

1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成十六年三月に卒業見込みの者、若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は平成十六年三月に修了見込みの者。

2 大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

3 その他知事が前二号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者。

(三) 出願手続

1 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接農業大学校に提出すること。  
 なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

ア 入学願書(農業大学校所定の用紙を用いること。)

イ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの。

二の(イ)の1に定める以外の者にあつては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類。

ウ 返信用封筒(定型封筒縦二〇・六センチメートル×横九・〇センチメートル一枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手八十円分を貼付したもの)

2 出願期間

平成十六年一月十三日(火)から一月二十三日(金)までとし、郵送の場合は一月二十三日までの消印があるものは有効とする。

3 入学願書提出先

大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校研修教育科

(四) 入学試験及び合格者の発表

1 入学試験

ア 日時 平成十六年二月六日(金) 十時から十六時まで

イ 場所 大田市波根町九七〇番地一

島根県立農業大学校

ウ 試験

入学試験は筆記試験及び面接試験とし、筆記試験の科目は、次により必須科目及び選択科目に区別して行う。

必須科目	選択科目
国語Ⅰ(古文、漢文は除く) 数学Ⅰ	生物ⅠB、化学ⅠB、作物、野菜、草花、果樹、畜産のうちいずれか一科目

2 合格者の発表

平成十六年二月十二日(木) 農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

三 推薦入学試験

(一) 募集人員

二の(一)に定める募集人員のうち半数程度とする。

(二) 出願資格及び要件

二の(一)の1に定める者で、本県に居住し次のアからウの要件を満たす者とする。  
 ア 出身学校長が推薦する者。  
 イ 本校卒業後、就農し農業後継者となる者又は島根県内において、地域農林業の振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれる者。  
 ウ 人物、学力ともに優れている者。

(三) 出願手続

1 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接本校に提出すること。  
 なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

ア 入学願書(農業大学校所定の用紙を用いること。)

イ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの。

ウ 推薦書(農業大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したものの。)

エ 志願理由書(農業大学校所定の用紙により、入学志願者本人が作成したものの。)

オ 返信用封筒(定型封筒縦二〇・六センチメートル×横九・〇センチメートル一枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手八十円分を貼付したものの。)

2 出願期間



平成十五年十月十七日(金)から十月二十七日(月)までとし、郵送の場合は、十月二十七日までの消印があるものは有効とする。

3 入学願書提出先

大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校研修教育科

(四) 入学試験及び合格者の発表

1 入学試験

ア 日時 平成十五年十一月十一日(火) 十時から十六時まで

イ 場所 大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校

ウ 試験 一般教養試験及び面接試験

2 合格者の発表

平成十五年十一月十八日(火) 農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(五) 推薦入学試験に不合格となった者の取扱い

推薦入学の試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、出願手続きとして二の(三)に掲げる書類のうち、入学願書及び返信用封筒を平成十六年一月二十三日(金)までに提出すること。(郵送の場合は、同年一月二十三日までの消印があるものは有効とする。)

四 問い合わせ先

出願手続、入学試験等について不明な点は、農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

五 その他

願書等本校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形二号縦三三・二センチメートル×横二四センチメートル一枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手百二十円分を貼付したもの)を同封すること。

島根県水産業改良普及員資格試験要綱(昭和三十四年島根県告示第四百十一号。以下「要綱」という。)に規定する島根県水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施するの

で、要綱第四条の規定により公告する。

平成十五年六月六日

島根県知事 澄田信義

一 試験の実施期日及び場所

1 実施期日 平成十五年八月一日(金曜日) 午後一時から

2 場所 松江市殿町八番地三 島根県市町村振興センター 小会議室

二 試験方法

要綱第二条に定めるところによる。

三 受験資格

要綱第三条第一項各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

1 提出書類

受験願書、要綱第五条各号に掲げる書類及び写真

2 提出先

松江市殿町一番地 島根県農林水産部水産課

3 受付期間

平成十五年七月七日(月曜日)から同年七月十六日(水曜日)まで

なお、郵送による場合は、この期間の消印があるものに限り受け付ける。

五 受験料

三千六百円(納入方法は、受験当日に指示する。)

六 その他

1 受験願書等の交付

受験願書及び要綱第五条第一項第三号に掲げる書類の用紙は、島根県農林水産部水産課において交付する。

なお、郵送により請求する場合は、封筒の表に「水産業改良普及員資格試験願書等請求」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

2 合格者の発表

平成十五年八月下旬の島根県報で合格者の氏名を公示するとともに、合格者にその旨を通知し、かつ、合格証書を交付する。

3 試験についての照会

照会は、島根県農林水産部水産課（電話 〇八五二一一二二一六二九三）にすること。

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年 6 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量  
財務会計及び旅費計算システムの運用管理等補助に関する業務の委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県出納局会計課 島根県松江市殿町一番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成15年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,516,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

教育委員会規則

島根県総合教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年六月六日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第十七号

島根県総合教育審議会規則の一部を改正する規則

島根県総合教育審議会規則（昭和十五年三月十一日 島根県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「副会長一人」を「副会長二人」に改める。

第六条を第七条とし、第七条を第八条とし、第八条を第九条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（部会）

第六条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により、部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。